

第5章 施策の展開

基本理念のもと、少子化対策を推進しつつ、子どもと子育て家庭に対し、妊娠・出産期から子育て期までを通じた切れ目のない支援を行います。

1 結婚から子育てに至るまでのサポートの充実

施策1 多子世帯等への支援

鹿嶋の未来を担う鹿嶋っ子があふれる地域社会を形成するため、子どもを安心して産み育てられるような取り組みを行います。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
子宝手当の支給	鹿嶋市独自の支援として、第3子以降の中学生までの子どもに対し、子宝手当を支給します。	こども相談課
第3子以降の保育料等の免除	中学生までの子どもが3人以上いる家庭に対し、第3子以降が認定こども園、幼稚園、保育所を利用したときの保育料等の負担を軽減します。	幼児教育課
出生記念品の支給	第1子又は第2子が生まれた方に対し、子育て用品を支給します。	こども相談課

施策2 次代の親づくりに向けた取り組み

関係機関と連携を図り、家庭を築き、子どもを産み育てたいと希望する男女を対象に、出会いの場を創出します。

また、未来の親となる子どもたちの豊かな人間性の形成を図るため、乳幼児とのふれあいを通じて、他者への思いやりや命の尊厳等を学ぶことができる機会を提供します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
出会いの場の創出	<p>住み慣れた地域で、出会い、結婚し、家庭を築きたいと希望する独身者を対象に、関係機関と連携を図り、出会いの場を創出します。</p> <p>関連事業「鹿嶋市結婚活動支援事業」</p>	こども相談課
世代間交流事業	<p>小・中学生が、乳幼児とのふれあいを通じて子どもを生み育てることの意義や家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所等との交流を図る機会を提供します。</p>	総務就学課 幼児教育課

施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

人々の働き方についての意識や環境等の社会的基盤は、両親で協力して子どもを育てていくことに十分に対応しておらず、今なお、仕事や子育て、家族の介護等との両立が難しい状況にあります。

そのため、子育てを支援する意識の啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
働き方改革の促進	<p>子育て家庭が、仕事と生活のバランスがとれる働き方を選択できるよう、長時間労働の是正を促進します。</p> <p>事業主や勤労者に対して、再雇用支援制度や育児・介護休業法に基づく措置等の周知に努めるとともに、利用の促進を図ります。</p> <p>また、労働市場のセーフティネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している労働局との協定の中で、子育て世代の活躍推進に対する取組みを行います。</p>	商工観光課
男女共同参画の普及啓発	<p>男性と女性が、子育てを担う対等なパートナーとして、お互いに協力して子育てをしていく風土を育むための啓発活動や、子育てに関する情報提供や事業を実施します。</p> <p>関連事業「男女共同参画啓発事業」</p>	市民活動支援課
鹿嶋市女性ネットワーク会議への支援	<p>関係機関と連携を図りながら定期的な情報交換の場を設けるとともに、「鹿嶋市女性ネットワーク会議」への支援を行い、必要な情報の提供を行います。</p>	市民活動支援課

2 子ども・子育て支援の総合的な推進

施策1 幼児期における教育・保育の充実

すべての子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。

子どもへの最善の利益を第一に考え、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう、各種事業の提供体制の確保と充実を図ります。

●主な取り組み

項目	内容	担当課												
教育・保育等の提供体制の確保	<p>必要となる教育・保育等の量を設定し、一体的な提供体制の確保と質の向上を図ります。(※詳細は第6章)</p> <p>●関連事業</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">定期利用</td> <td>0歳児保育事業</td> <td>産後休暇明けからの乳児保育を実施します。</td> </tr> <tr> <td>延長保育事業</td> <td>通常の利用時間帯以外に保育所等で保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>病児保育事業</td> <td>子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。病児保育事業には、子どもや施設の状況等に応じて、「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」の3つの類型があります。</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業(幼稚園型)</td> <td>幼稚園において通常の利用時間終了後も、引き続き、在園児を中心とする預かり保育を実施します。</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>一時預かり事業</td> <td>保護者の都合により、一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で保育します。</td> </tr> </table>	定期利用	0歳児保育事業	産後休暇明けからの乳児保育を実施します。	延長保育事業	通常の利用時間帯以外に保育所等で保育を行います。	病児保育事業	子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。病児保育事業には、子どもや施設の状況等に応じて、「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」の3つの類型があります。	一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園において通常の利用時間終了後も、引き続き、在園児を中心とする預かり保育を実施します。	一時利用	一時預かり事業	保護者の都合により、一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で保育します。	幼児教育課
定期利用	0歳児保育事業		産後休暇明けからの乳児保育を実施します。											
	延長保育事業		通常の利用時間帯以外に保育所等で保育を行います。											
	病児保育事業		子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。病児保育事業には、子どもや施設の状況等に応じて、「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」の3つの類型があります。											
	一時預かり事業(幼稚園型)		幼稚園において通常の利用時間終了後も、引き続き、在園児を中心とする預かり保育を実施します。											
	一時利用	一時預かり事業	保護者の都合により、一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で保育します。											
教育・保育施設の整備	公立施設において、老朽化や耐震化等の安全性を考慮しながら、効率的な施設管理を図りつつ、機能充実に努めます。	教育施設課												
幼児教育アドバイザーの配置	鹿嶋市教育センターにアドバイザーを配置し、訪問や電話等により育児相談を行うことで、不安やストレスの軽減を図ります。また、教育・保育施設の保育者を対象に、研修会を行います。	教育指導課												
アプローチ・スタートカリキュラムの活用	教育・保育施設から小学校への子どもの学びや育ちが円滑になるように、市独自のカリキュラムに基づいて教育・保育を行います。	教育指導課												
教育・保育給付	認定こども園、幼稚園、保育所等の利用に当たり、施設型給付費、地域型保育給付費、施設等利用給付等を支給します。	幼児教育課												
保育所保育料の負担軽減	市独自の支援として、0歳から2歳までの住民税課税世帯を対象として、所得階層に応じた保育料の引き下げを継続します。	幼児教育課												

施策2 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭を支えていくために、行政をはじめ、地域の関係機関や人々と連携・協力し、情報提供や各種事業等を通じた支援の充実に努めます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課												
子育てに関する情報提供の充実	<p>子育てに関する情報が一目でわかるように「子育てハンドブック」を作成します。</p> <p>また、「子育て支援情報サイト」を運用することで、広く情報発信を行います。</p>	こども相談課												
子育て講座・講演会	<p>子育て講座を開催し、母親が妊娠中の時期から、子どもの発達等について学ぶことができる機会を提供します。</p> <p>さらに、小学生をもつ保護者に対しては、市内12の小学校で子育てに関する講演会を開催し、家庭教育の重要性に対する意識啓発と実践に向けた支援を図ります。</p>	保健センター 社会教育課												
児童手当	<p>中学校3年生までの子どもを養育する方に対し、子ども1人につき下記金額を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="475 1041 1193 1249"> <thead> <tr> <th>子どもの年齢</th> <th>支給額（月額）</th> <th>支払月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>一律 15,000円</td> <td>年3回</td> </tr> <tr> <td>3歳以上～ 小学校修了前</td> <td>第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円</td> <td>○2月 10月～1月分 ○6月 2月～5月分</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>一律 10,000円</td> <td>○10月 6月～9月分</td> </tr> </tbody> </table>	子どもの年齢	支給額（月額）	支払月	3歳未満	一律 15,000円	年3回	3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	○2月 10月～1月分 ○6月 2月～5月分	中学生	一律 10,000円	○10月 6月～9月分	こども相談課
子どもの年齢	支給額（月額）	支払月												
3歳未満	一律 15,000円	年3回												
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	○2月 10月～1月分 ○6月 2月～5月分												
中学生	一律 10,000円	○10月 6月～9月分												
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、保育所の送迎や保育終了後の一時的な預かり等の相互援助を支援します。</p>	こども相談課												
地域子育て支援拠点事業	<p>市内に開設した子育て支援センターやつどいの広場等において、保育所等に通っていない親子に対し、園庭や支援室の開放、育児相談、育児サークルの育成支援等を行います。</p>	こども相談課												
子育て短期支援事業（ショートステイ）	<p>保護者の疾病等で一時的に家庭での養育が困難になった子どもを、児童養護施設や里親等が短期間（原則7日以内）預かります。</p>	こども相談課												
外国籍の子ども等への支援	<p>親が外国人の子どもや外国籍の子ども、帰国子女等の学校生活や学習を支援するため、小中学校に外国語ボランティアを派遣します。</p>	教育指導課												

施策3 子どもの多様な居場所づくり

近年の女性就業率の上昇に伴い、増加が見込まれている共働き家庭等の「小1の壁」を打破するために、また、子どもたちが学習や遊びを通して心身ともに健全に成長できるよう、各小学校と公民館（各まちづくりセンター）を拠点として活動する放課後児童クラブや放課後子ども教室を全学区で実施します。

特別の配慮を必要とする児童についても、小学校ほか関係機関との情報共有を密に行い、場合によっては放課後児童補助員を加えて配置する等、受け入れに配慮します。

また、地域住民が主体となる活動の中で、学校やPTA、子ども会、育成会、各地区まちづくり委員会、鹿嶋市社会福祉協議会等、多様な関係機関と連携し、地域の中での子どもの居場所づくりを推進していきます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
放課後児童クラブ	全小学校区において、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供します。	社会教育課
放課後子ども教室	児童クラブとの連携を図りつつ、勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を行う等、放課後等における児童の居場所づくりを進めます。実施曜日によって、小学校の放課後に行う平日放課後子ども教室と、公民館等で行う休日子ども教室に分かれます。	社会教育課

♥子ども食堂

子ども食堂とは、地域のボランティア等が子どもたちに対して、栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みです。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、コミュニティを通じて高齢者や障がい者等の地域の方々とつながることができる場所でもあります。

このような取り組みを行っている方々と連携を図り、地域共生社会の実現を目指します。



— 新・放課後子ども総合プランに関して — (放課後児童クラブ・放課後子ども教室についての計画・方策)

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施に関する方策

- 一体型・連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室について増設を検討します。すでに平日に同一校舎内で行われている場合であっても、実情に応じて支障のない範囲で子ども教室と児童クラブが共同で活動をするなど、連携を深めます。
- 上記の連携のため、コーディネーター、児童クラブ指導員などが一堂に会し、意見交換や研修の場を作ります。
- また、放課後児童クラブと休日子ども教室についても、連携を検討します。放課後子ども教室の体験活動に児童クラブが参加するなど、両事業の参加児童が交流できる場を作ります。

■放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

- 放課後子ども教室については、令和元年度において平日放課後子ども教室が10校区、休日子ども教室が12校区（公民館区ごとに実施）を対象として行っています。
- 今後、平日放課後子ども教室を実施していない2校区の整備を検討するとともに、休日子ども教室を全小学校区対象に継続して実施していきます。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用について

- 利用児童が増え児童一人当たりの面積が十分確保できない場合、余裕教室等を活用した新規児童クラブ開設を検討します。
- 新規に余裕教室が発生した場合には、小学校・受託業者と協議の上、児童クラブ・子ども教室の移設・増設を検討します。

■福祉部局との連携について

- 鹿嶋市子ども・子育て会議に放課後児童クラブ・放課後子ども教室担当課として参加し、必要な連携について模索していきます。

■地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所延長に係る取り組みについて

- 令和元年度において、放課後児童クラブの開所時間を30分延長することができる制度を実施しています。

■各放課後児童クラブが単に預かりの場となるだけでなく、発達段階に応じた健全な育成を促す「交流の場」「遊びの場」「生活の場」となるための方策

- 異なる学年が集まりルールを守りながら生活することによる社会性の獲得や生活習慣の確立を目指すとともに、普段触れることの少ない「昔遊び」を児童クラブの活動内容に取り入れ、遊びを通じた交流の場となるよう努めます。

■各放課後児童クラブが健全な育成を促す「交流の場」「遊びの場」「生活の場」となるために、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- 放課後児童クラブと休日子ども教室の連携を推進し、地域住民との交流を図ります。また、利用者に対して、児童クラブの目的や活動内容の情報発信を行い、児童クラブが単なる預かりの場でないことの周知に努めます。

施策4 子どもと子育て家庭の安心・安全な環境づくり

子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるよう、関係機関との連携・協力体制の強化を図り、交通事故の防止や防犯対策を推進します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
道路交通環境の安全対策	子どもや子ども連れの親が安心して歩行することができるよう、狭い歩道や交通量の多い道路等において、安全対策の向上を図ります。	道路建設課
バリアフリー化の推進	妊娠中の方や子育て家庭が安心して気軽に外出できるよう、バリアフリー新法や県条例に基づき、道路・公共建築物等のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
公共施設等の設備の充実	公共施設や学校等に子ども用設備の設置を促進し、安心して外出できる環境づくりに取り組みます。	施設管理課 教育施設課
子どもの安全を守る環境づくり	小・中学校ごとに通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握に努め、防犯灯や防犯カメラ、歩道、ガードレール、カーブミラー等の安全対策を推進します。 また、地区社会福祉協議会や自警団等、地域の関係機関の参加・協力を得ながら、学校付近や通学路を中心とした継続的なパトロールを実施します。	総務就学課 施設管理課 交通防災課
各教育・保育施設や小中学校等における交通安全教室	警察や関係機関と連携を図り、教育・保育施設や小・中学校等において、子どもたちの年齢に合った交通安全教室を実施します。	総務就学課 幼児教育課 交通防災課
「子どもを守る110番の家」の普及	地域で子どもを見守る体制を強化するとともに、実際に何らかの被害に遭ったときに、子どもが駆け込むことができる「子どもを守る110番の家」の普及促進を図るとともに、周知を徹底します。	社会教育課

3 どの子ども輝くきめ細かな事業の充実

施策1 発達支援と障がい児施策の充実

発育・発達において気になる子どもをできる限り早期に発見し、適切な療育・発達支援を行うことは、保護者の不安軽減や保育力向上につながり、子どものその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。

そのため、障がいのある子どもが、安心して生活することができるよう、「ノーマライゼーション」の理念のもと、適切な支援と環境づくりを推進します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課										
こころと発達の相談	障がいのある子どものために、妊産婦健診や乳幼児健診時に保健師による相談・指導を行い、早期発見に努め、さらに、総合福祉センターでの個別相談につなげる等、関係機関と連携しながら継続支援を行います。	保健センター こども相談課										
障がい児保育の充実 (障害児保育補助金)	集団生活が可能な障がいのある子どもを、認定こども園、幼稚園、保育所において保育します。 公立施設では人的配置を進め、私立施設に対しては、費用の一部を助成することで、障がい児保育の実施環境の充実を図ります。	幼児教育課										
障がいのある子どもへの支援	制度に基づき、手当や給付の適正な支給に努め、利用ニーズに合わせて、各支援を行います。 ●関連事業 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>特別児童扶養手当(国) 在宅障がい児福祉手当 (市)</td> <td>障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に支給します。</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。</td> </tr> <tr> <td>補装具費の給付</td> <td>身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具の給付</td> <td>重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。</td> </tr> <tr> <td>自立支援医療の給付</td> <td>身体の障がいを除去・軽減を目的とする育成医療や精神疾患の通院医療等を受けやすくするため、医療費を助成します。</td> </tr> </table>	特別児童扶養手当(国) 在宅障がい児福祉手当 (市)	障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に支給します。	障害児福祉手当	日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。	補装具費の給付	身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。	日常生活用具の給付	重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。	自立支援医療の給付	身体の障がいを除去・軽減を目的とする育成医療や精神疾患の通院医療等を受けやすくするため、医療費を助成します。	生活福祉課
特別児童扶養手当(国) 在宅障がい児福祉手当 (市)	障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に支給します。											
障害児福祉手当	日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。											
補装具費の給付	身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。											
日常生活用具の給付	重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。											
自立支援医療の給付	身体の障がいを除去・軽減を目的とする育成医療や精神疾患の通院医療等を受けやすくするため、医療費を助成します。											
障がい児福祉サービス	児童福祉法に基づき、療育が必要な子どもに対して、日常生活や集団生活に必要な訓練を行う日中訓練、短期入所等を行います。	生活福祉課										
個別の教育支援計画の作成・活用	幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を円滑に引き継ぐことができる体制を整えます。	教育指導課										
就学相談員の配置	教育センターに相談員を配置し、教育・保育施設や学校への訪問や電話等により、保護者や保育者・教職員の相談に応じます。	教育指導課										

施策2 ひとり親家庭等の自立支援

社会的・精神的・経済的に不安定な状況に置かれがちなひとり親家庭等の親とその子どもに対して、特段の配慮と支援が必要です。

ひとり親家庭等の生活の現状把握に努め、生活支援や就業支援、経済的支援等の充実を図ります。

●主な取り組み

項目	内容	担当課						
ひとり親家庭等への支援	<p>ひとり親家庭等への生活の安定と自立の促進を図るため、各制度の周知に努めます。</p> <p>●関連事業</p> <table border="1"> <tr> <td>児童扶養手当</td> <td>ひとり親家庭や父又は母に重度の障がいがある場合に、手当を支給します。</td> </tr> <tr> <td>母子・父子家庭医療福祉費</td> <td>母子家庭又は父子家庭の親と子どもが受診した保険診療分の医療費を支給します。</td> </tr> <tr> <td>母子・父子・寡婦福祉資金、 高等職業訓練促進給付金等事業</td> <td>ひとり親家庭等の経済的自立を図るための資金の貸付けを行います。また、ひとり親の方が看護師等の資格を取得する場合に、給付金を支給します。</td> </tr> </table>	児童扶養手当	ひとり親家庭や父又は母に重度の障がいがある場合に、手当を支給します。	母子・父子家庭医療福祉費	母子家庭又は父子家庭の親と子どもが受診した保険診療分の医療費を支給します。	母子・父子・寡婦福祉資金、 高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等の経済的自立を図るための資金の貸付けを行います。また、ひとり親の方が看護師等の資格を取得する場合に、給付金を支給します。	こども相談課 国保年金課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父又は母に重度の障がいがある場合に、手当を支給します。							
母子・父子家庭医療福祉費	母子家庭又は父子家庭の親と子どもが受診した保険診療分の医療費を支給します。							
母子・父子・寡婦福祉資金、 高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等の経済的自立を図るための資金の貸付けを行います。また、ひとり親の方が看護師等の資格を取得する場合に、給付金を支給します。							
母子・父子自立支援員による支援	母子・父子自立支援員を配置し、就労支援相談員やハローワーク等と連携を図り、自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する適切な支援・助言を行い、ひとり親家庭等の多様な相談に応じます。	こども相談課						
鹿嶋市ひとり親福祉協議会の活動支援	母子家庭等における福祉の向上を図るため、鹿嶋市社会福祉協議会が事務局を務める鹿嶋市ひとり親福祉協議会の活動を支援します。	こども相談課						

施策3 子どもの虐待・貧困対策と社会的養育の推進

すべての子どもには、愛され、適切に養育されながら、健やかな成長や自立が図られることが保障される権利があります。

一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、子どもと子育て家庭に対し、適切な支援を図ります。

●主な取り組み

項目	内容	担当課						
児童虐待の予防と早期発見	保健センターの健康診査や訪問指導，民生委員（主任児童委員）との情報共有，教育・保育施設，小・中学校，地域社会との連携等，あらゆる機会と手段を活用して虐待の予防と早期発見に努めます。 虐待の未然防止に向け，各関係者・関係機関と連携し，子育て中の保護者を対象とした相談・情報提供・交流の各種事業を展開します。	こども相談課 保健センター 教育指導課 幼児教育課						
児童虐待関係機関のネットワークの構築	「鹿嶋市要保護児童対策地域協議会」等において関係機関との連携を強化し，虐待の発生予防から早期発見・早期対応，継続的な支援に至るまでの切れ目のない迅速・的確な対応を図ります。	こども相談課						
子ども家庭総合支援拠点の整備・充実	子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うため，地域の資源や必要なサービスにつなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の整備・充実を図ります。（令和4年度開設予定）	こども相談課						
子どもの貧困対策の推進	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう，NPO や鹿嶋市社会福祉協議会等の関係機関と連携し，「①教育の支援」，「②生活の安定に資するための支援」，「③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」，「④経済的支援」の視点から総合的に貧困対策を推進します。 ●関連事業 <table border="1" data-bbox="475 1563 1177 1899"> <tr> <td>生活保護制度</td> <td>生活に困窮する世帯に対し，国が定める最低限度の生活基準を保障し，世帯の自立を支援します。子どもの教育に関する教育扶助や，母子世帯に対する母子加算等があります。</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援制度</td> <td>経済的理由や病気，母子家庭の子育てや就労など，様々な理由で生活に困っている方に対し，本人に寄り添いながら包括的な相談支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>就学援助制度</td> <td>経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し，学用品費や学校給食費の免除など，就学にかかる費用の一部を援助します。</td> </tr> </table>	生活保護制度	生活に困窮する世帯に対し，国が定める最低限度の生活基準を保障し，世帯の自立を支援します。子どもの教育に関する教育扶助や，母子世帯に対する母子加算等があります。	生活困窮者自立支援制度	経済的理由や病気，母子家庭の子育てや就労など，様々な理由で生活に困っている方に対し，本人に寄り添いながら包括的な相談支援を行います。	就学援助制度	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し，学用品費や学校給食費の免除など，就学にかかる費用の一部を援助します。	こども相談課 生活福祉課 総務就学課
生活保護制度	生活に困窮する世帯に対し，国が定める最低限度の生活基準を保障し，世帯の自立を支援します。子どもの教育に関する教育扶助や，母子世帯に対する母子加算等があります。							
生活困窮者自立支援制度	経済的理由や病気，母子家庭の子育てや就労など，様々な理由で生活に困っている方に対し，本人に寄り添いながら包括的な相談支援を行います。							
就学援助制度	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し，学用品費や学校給食費の免除など，就学にかかる費用の一部を援助します。							
社会的養育の推進	子どもが家庭において健やかに養育されるよう，保護者を支援するとともに，虐待等により家庭における養育が適当でない場合には，県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。	こども相談課						

4 すべての母子の健やかな育成の推進

施策1 母親の妊娠・出産・産後の支援

安心して妊娠・出産し、産後を過ごせるよう、妊産婦の身体的・精神的・社会的状況を把握し、ハイリスク事例等に早期から継続的に関わり、関係機関と連携しながら切れ目のない支援をしていきます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
子育て世代包括支援センター（りぼん）の充実	平成30年度に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、切れ目のない支援を行うため「子育て世代包括支援センター（りぼん）」を開設しました。 母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期まで様々なニーズに対応します。	保健センター
母子健康手帳の交付	妊娠中の経過や生まれてからの発育や発達について、一貫した健康状態を記録する母子健康手帳を活用し、妊娠期から子育ての時期に応じた健康増進に関するアドバイス等を行うことで、母親と子どもの健康の増進を図ります。	保健センター
妊産婦健康診査の実施	母子健康手帳の交付時に、一部公費負担で受診することができる健康診査受診票を交付して、安心して子どもを生み育てられるよう支援します。	保健センター
マタニティクラス（母親学級）／ペアコース（両親学級）	初妊婦やその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する学習会を実施し、産婦・赤ちゃん、妊婦の交流機会の提供や母性の形成を促すことで、健やかに安心して妊娠・出産が迎えられるよう支援します。	保健センター
不妊・不育治療費の助成	茨城県不妊治療助成金を受けていることを条件に、治療費の一部を助成します。	保健センター
妊産婦医療福祉費支給制度（妊産婦マル福）	安全な出産のため、妊産婦が妊娠を起因とするもので受診した保険診療分の医療費の一部を助成します。	国保年金課
出産育児一時金	国民健康保険加入者が出産したとき、世帯主に対し、出産一時金を支給します。	国保年金課
産後ケア事業	出産後、家族等からの援助が受けられない方や心身のケア等を必要とする方に対し、医療機関等に宿泊又は、通所し、母子の心身のケアや育児サポートを行います。	保健センター

施策2 乳幼児の健康づくり支援

子どもの成長段階にあわせた健康診査や育児相談を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。

小児医療については、医療費の負担軽減や広域での医療体制の充実に努め、地域でできる限り子どもの安全や健康を確保できるよう情報提供や相談体制等の支援を行います。

●主な取り組み

項目	内容	担当課		
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	保健センター		
乳幼児育児相談	4か月児・9か月児育児相談や地域子育て支援拠点において、随時、保健師や保育士等が来所や電話による育児相談に対応し、育児不安やストレスの軽減を図ります。	保健センター こども相談課		
乳児健康診査	子どもが健やかに成長するために、段階に応じた健康診査の充実に努めます。	保健センター		
幼児健康診査	1歳6か月児と3歳2か月児に対して、身体計測や内科・歯科健診、発育や栄養等の育児に関する相談を行い、幼児の健康の増進に努めます。	保健センター		
定期予防接種	義務教育終了までの年齢に応じて、予防接種を実施します。	保健センター		
小児救急医療の充実	広域での医療体制の充実に努めるほか、年間を通じて夜間（20時から23時）において、小児の応急的な処置を行う「鹿嶋市夜間小児救急診療所」を開設し、初期救急医療体制の充実に努めます。	保健センター		
医療費支援	制度に基づき、子育て家庭の医療費の負担軽減に努めます。	国保年金課		
	●関連事業			
	<table border="1"> <tr> <td>小児医療福祉費（マル福）</td> <td>所得制限内で、12歳までの子どもが受診した外来と18歳までの子どもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。</td> </tr> <tr> <td>子ども特別医療福祉費（鹿福）</td> <td>小児医療福祉費の県補助事業に、市単独事業を上乗せすることで、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。</td> </tr> </table>		小児医療福祉費（マル福）	所得制限内で、12歳までの子どもが受診した外来と18歳までの子どもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。
小児医療福祉費（マル福）	所得制限内で、12歳までの子どもが受診した外来と18歳までの子どもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。			
子ども特別医療福祉費（鹿福）	小児医療福祉費の県補助事業に、市単独事業を上乗せすることで、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。			

施策3 思春期保健対策の充実

思春期の性行動や薬物乱用, 喫煙, 飲酒等の問題は, 子どもの心と体に大きく影響することから, それらに関する教育を実施します。

また, 思春期には, 心身の発達途上の不安定さゆえに, 不安や悩み等を抱え, いじめや不登校等により学びたくても学べない子どもがいることを踏まえ, 学校と家庭や地域, 関係機関等が連携し, 子どもの心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
思春期保健に関する教育の推進	学校において, 性や喫煙, 薬物等に関する教育を実施します。	教育指導課
学校等における相談支援体制の充実	学校・青少年センター・教育センター・保健センターの連携強化とともに, スクールカウンセラーを配置し, 思春期児童への相談体制の充実を図ります。	こども相談課 教育指導課 保健センター
保護者に対する相談支援体制の充実	学校と家庭や地域等との連携を図り, 家庭教育や非行の防止, 不登校児童生徒に対する保護者を対象とした相談・支援により, 子どもが心身ともに健全に育つことができる環境づくりに努めます。	こども相談課 教育指導課 保健センター

施策4 食育の推進

子どもの健やかな心身の発達のためには、食事が重要です。食事は、食生活への関心を高めるとともに、家族のコミュニケーションの機会でもあります。家族団らんの場を介して子どもたちの様子を把握するために、保護者への啓発活動を行います。

また、自分に合ったバランスの良い食事や間食の取り方、特産品等、食に関する情報について保育所や学校等の活動を通じて提供します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
妊産婦を対象とした食育の推進	妊産婦に対して、安心して子どもを産み育てられるよう、健康診査や育児相談等の機会を利用し、食生活や栄養についての啓発を図ります。	保健センター
子どもを対象とした食育の推進	乳幼児期から思春期までの子どもたちに対して、教育・保育施設や小・中学校での給食等を通じて、地産地消の推進やバランスの良い食事の大切さ等について学習する機会を提供します。	給食センター 保健センター 幼児教育課 教育指導課
食生活改善推進活動の充実	食生活改善推進員を養成するための講座を開催し、食生活改善推進員による健康診査や育児相談時における栄養指導や親子料理教室等の充実を図ります。	保健センター